西暦　　　　　年　　月　　日

デレゲート　　　　　　　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ■抗議申立者 | チーム名 |  |
| 氏名 | (役職：　　　　) |

抗　　議　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大会名 | 大会名： | ゲームNo. |
| 白（　　　　　　　　　　　　　)　対　青（　　　　　　　　　　　　　） | |
| 抗議内容 | (事象の内容・対象者・抗議内容・根拠を明記すること) | |

　上記について、水球競技一般規則第3条に基づき、抗議料50,000円を添えて、抗議を申し立てます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受理 | 時　　　分 | デレゲート署名 |  |
| 判定  および  理由 | １：棄却　　２：承認 | | |

デレゲートの判断について　　　　□納得しました　　　　　　□納得できないので上訴します

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受理 | 時　　　分 | 上訴審判団長署名 |  |
| 判定  および  理由 | １：棄却　　２：承認 | | |

■預かり証　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

チーム名

・抗議料金額は大会ごとに設定してよい

・主催者名称・住所・電話番号を編集し、

この吹き出しを削除して使用する

責任者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

○×財団法人 △□水泳連盟

〒123-4567

△□県※＃市＠％町 100-99

水球ビル 11階

電話番号　01-2345-6789

担　当

￥5０,０００－

ただし、抗議料として

* 抗議料は、承認された場合、返金いたします。

裁定結果が報告されるまで大切に保管してください。担当印（サイン）無きは無効

---------------------------------------------------------------------------------------

(公財)日本水泳連盟　水球競技一般規則における抗議条項(2024年4月版)

第３条　抗議

(1) 次の場合、抗議ができる。

①　規則や競技会における規程が順守されていなかった場合。

②　その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合。

③　レフリーの決定が規則に適合していなかった場合。ただし、プレー判定はこれには含まれず、抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。

(2) 抗議は次のように提出されなければならない。

①　デレゲートに対して。

②　本連盟既定の書式で

③　責任あるチームのリーダーから

④　抗議料50,000円とともに

⑤　試合終了後30分以内に

　競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、競技開始前に提出されなければならない。

(3) 抗議はデレゲートによって検討される。デレゲートが抗議を棄却する場合は、その理由を述べなくてはならない。

(4) チームリーダーはデレゲートが下した判断に不服がある場合は、上訴審判団に申し立てることができる。デレゲートの判断に異議がない場合、預り金は本連盟(主催団体)に徴収される。

(5) 上訴審判団は、抗議書の内容を踏まえて、デレゲート並びに該当レフリー、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。上訴審判団が設置されていない大会においては、本連盟もしくは加盟団体に任命された大会総務が裁定をする。

(6) 上訴審判団が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチームリーダーに対して説明される。抗議が受理された場合は、従前のデレゲート判断は取り消される。その場合預り金は返却される。上訴が棄却された場合、預り金は本連盟(主催団体)に徴収される。

預かり証および領収証の取り扱いについて

1. 抗議が抗議料とともに提出されたときに、受領者は預かり証を発行する。
2. 抗議もしくは上訴がデレゲートもしくは上訴審判団(または大会総務)に受理された場合、抗議提出者は預かり証と引き換えに抗議料の返却を受ける。
3. デレゲートによる抗議棄却もしくは上訴審判団の上訴棄却を受け入れる場合、抗議料の領収証を発行する。